

○厚生労働省令第六十五号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行に伴い、並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第一項第八号及び第七条第一項第四号の規定に基づき、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第一条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ(プロセスチーズに限る。)、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。)</p> <p>第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。)及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇%未満を含むものとする。</p> <p>第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 施設の構造及び設備を示す図面(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水(以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適する水」という。))を使用する</p>	<p>第八条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ(プロセスチーズに限る。)、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。)</p> <p>第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第十三項に規定する乳製品(同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。)及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇%未満を含むものとする。</p> <p>第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 施設の構造及び設備を示す図面(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水(以下別表第十七及び別表第十九において「飲用に適する水」という。))を使用する</p>

場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。）

六・七 (略)

場合にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写しを含む。）

六・七 (略)

(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正)

第二条 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次の表の  
ように改正する。

改正後

乳及び乳製品の成分規格等に関する命令

第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合並びに法第十三条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準の要領については、この命令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格並びに添加物の成分規格及び製造等の方法の基準については、この命令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。

改正前

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合並びに法第十三条第一項に規定する成分規格及び製造等の方法の基準の要領については、この省令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格並びに添加物の成分規格及び製造等の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。









<p>36 この命令において「バターミルクパウダー」とは、バターミルクからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。</p>	<p>37 この命令において「加糖粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしよ糖を加えてほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたもの又は全粉乳にしよ糖を加えたものをいう。</p>	<p>38 この命令において「調製粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。</p>	<p>39 この命令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。</p>	<p>40 この命令において「発酵乳」とは、乳又はこれと同等以上の無脂固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。</p>	<p>41 この命令において「乳酸菌飲料」とは、乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（発酵乳を除く。）をいう。</p>	<p>42 この命令において「乳飲料」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料であつて、第二項から第十二項まで及び第十四項から前項までに掲げるもの以外のものをいう。</p>	<p>別表 一 (略) 二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準 (一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準 (1) 乳等は、抗生物質、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られ</p>
<p>36 この省令において「バターミルクパウダー」とは、バターミルクからほとんどすべての水分を除去し、粉末状にしたものをいう。</p>	<p>37 この省令において「加糖粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳にしよ糖を加えてほとんど全ての水分を除去し、粉末状にしたもの又は全粉乳にしよ糖を加えたものをいう。</p>	<p>38 この省令において「調製粉乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え粉末状にしたものをいう。</p>	<p>39 この省令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。</p>	<p>40 この省令において「発酵乳」とは、乳又はこれと同等以上の無脂固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。</p>	<p>41 この省令において「乳酸菌飲料」とは、乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（発酵乳を除く。）をいう。</p>	<p>42 この省令において「乳飲料」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料であつて、第二項から第十二項まで及び第十四項から前項までに掲げるもの以外のものをいう。</p>	<p>別表 一 (略) 二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準 (一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準 (1) 乳等は、抗生物質、化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られ</p>

た物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質及び内閣総理大臣が定める放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

1 当該物質が、法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が定める添加物と同一である場合

2・3 (略)

(2) (略)

(二) (略)

(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1) (略)

(3) (略)

(4) 無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳にあつては他物(次の表の上欄の区分に従い、同表中欄に掲げる添加物で同表下欄に定める量を超えずに使用されるもの並びに加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳に使用されるしよ糖並びに脱脂粉乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からる過により得られたものを除く。)を使用しないこと。ただし、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けた添加物については、この限りでない。

(表略)

(5) 調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳(生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。)又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき内閣総理大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(6) (略)

(六) (七) (略)

た物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質及び厚生労働大臣が定める放射性物質を含有してはならない。ただし、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

1 当該物質が、法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合

2・3 (略)

(2) (略)

(二) (略)

(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1) (略)

(3) (略)

(4) 無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳及び加糖粉乳にあつては他物(次の表の上欄の区分に従い、同表中欄に掲げる添加物で同表下欄に定める量を超えずに使用されるもの並びに加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳に使用されるしよ糖並びに脱脂粉乳中のたんぱく質量の調整のために使用される乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からる過により得られたものを除く。)を使用しないこと。ただし、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けた添加物については、この限りでない。

(表略)

(5) 調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳(生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く。)又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(6) (略)

(六) (七) (略)

(水道法施行規則の一部改正)

第三条 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(令第一条第二項の国土交通省令で定める目的)</p> <p>第一条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。</p> <p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の三 法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>(事業計画書の記載事項)</p> <p>第二条 法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。</p> <p>(工事設計書の記載事項)</p>	<p>(令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的)</p> <p>第一条 水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。</p> <p>(認可申請書の添付書類等)</p> <p>第一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>(事業計画書の記載事項)</p> <p>第二条 法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。</p> <p>(工事設計書の記載事項)</p>

第四条 法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第七条の二 法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一・三 (略)

(変更認可申請書の添付書類等)

第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

3 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用す

第四条 法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一・三 (略)

(変更認可申請書の添付書類等)

第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

3 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用す

る。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

(事業の変更の届出)

第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(事業の休廃止の許可の申請)

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類(図面を含む。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

2・3 (略)

(事業の休廃止の許可の基準)

第八条の四 国土交通大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第五条第一項第八号の規定により同項第一号から第七号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学

る。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

(事業の変更の届出)

第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(事業の休廃止の許可の申請)

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類(図面を含む。)を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

2・3 (略)

(事業の休廃止の許可の基準)

第八条の四 厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

(布設工事監督者の資格)

第九条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学

に關する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては二年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者にあつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

二 外国の学校において、令第五条第一項第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道等に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

四 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業又は一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第一号中「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に關する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第一号の卒業者に

に關する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に關する技術上の実務に従事した経験を有する者

（新設）

（新設）

あつては一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」とあるのは「一年以上、同項第二号の卒業者にあつては一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（給水開始前の水質検査）

第十条（略）

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水装置の軽微な変更）

第十三条 法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（給水開始前の水質検査）

第十条（略）

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水装置の軽微な変更）

第十三条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。



(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道(以下この条において「簡易水道等」という。))の場合、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第五号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者

四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者

(新設)

道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を  
選択したものに限り。）であつて、一年（簡易水道等の場合は  
、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有  
する者

五 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土  
木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年  
（簡易水道等の場合は、一年六箇月）以上水道に関する技術上  
の実務に従事した経験を有する者

（登録）

第十四条の二 （略）

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記  
載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければなら  
ない。

一 三 （略）

3 （略）

（登録基準）

第十四条の四 国土交通大臣及び環境大臣は、第十四条の二の規定  
により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合してい  
るときは、その登録をしなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

（実施義務）

第十四条の六 （略）

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作  
成した計画を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならな  
い。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

（新設）

（登録）

第十四条の二 （略）

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記  
載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 （略）

3 （略）

（登録基準）

第十四条の四 厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を  
申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、そ  
の登録をしなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

（実施義務）

第十四条の六 （略）

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作  
成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。これを變  
更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一〇八 (略)

(業務の休廃止)

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一〇二 (略)

(適合命令)

第十四条の十一 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一〇八 (略)

(業務の休廃止)

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一〇二 (略)

(適合命令)

第十四条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十四条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十四条の十三 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(報告の徴収)

第十四条の十五 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十四条の十六 国土交通大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 四 (略)

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

4 八 (略)

(登録の申請)

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

(登録の取消し等)

第十四条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(報告の徴収)

第十四条の十五 厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第十四条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 四 (略)

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

4 八 (略)

(登録の申請)

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 九 (略)

(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(検査の方法)

第十五条の四 法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。  
二・七 (略)

(変更の届出)

第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(水質検査業務規程)

第十五条の六 法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・九 (略)

2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通

(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(検査の方法)

第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。  
二・七 (略)

(変更の届出)

第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(水質検査業務規程)

第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・九 (略)

2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働

大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の国土交通省令・環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九 法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一・二 （略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十 （略）

2 法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。

一・十一 （略）

（衛生上必要な措置）

第十七条 （略）

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環

大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九 法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるものうちいずれかの方法とする。

一・二 （略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十 （略）

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一・十一 （略）

（衛生上必要な措置）

第十七条 （略）

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚

境大臣が定める。

(水道施設の維持及び修繕)

第十七条の二 法第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2・3 (略)

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九條第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

(業務の委託の届出)

第十七条の七 法第二十四條の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 法第二十四條の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(水道施設運営権の設定の許可の申請)

第十七条の九 法第二十四條の五第一項に規定する国土交通省令で定める書類(図面を含む。)は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(水道施設運営等事業実施計画書)

第十七条の十 法第二十四條の五第三項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

第十九條 法第二十五條の二第二項第四号の国土交通省令で定める

生労働大臣が定める。

(水道施設の維持及び修繕)

第十七条の二 法第二十二條の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2・3 (略)

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九條第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

(業務の委託の届出)

第十七条の七 法第二十四條の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

2 法第二十四條の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(水道施設運営権の設定の許可の申請)

第十七条の九 法第二十四條の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(水道施設運営等事業実施計画書)

第十七条の十 法第二十四條の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

第十九條 法第二十五條の二第二項第四号の厚生労働省令で定める

事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(国土交通省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

(国土交通省令で定める者)

第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三 (略)

(免状の交付申請)

第二十四条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(免状の書換え交付申請)

第二十六条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍

事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 (略)

(厚生労働省令で定める者)

第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一～三 (略)

(免状の交付申請)

第二十四条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(免状の書換え交付申請)

第二十六条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍



を有しない者にあつては、これに代わる書面を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 (略)

(免状の再交付申請)

第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

2・3 (略)

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そのの届出義務者は、一月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 国土交通大臣及び環境大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目の一部免除)

第三十一条 建設業法施行令第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定

を有しない者にあつては、これに代わる書面を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 (略)

(免状の再交付申請)

第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2・3 (略)

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そのの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目の一部免除)

第三十一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理

に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第三十二条 試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。 )を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 写真(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたものとする。 )

三 (略)

2 (略)

(合格証書の交付)

第三十三条 国土交通大臣及び環境大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第三十四条 法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一 三 (略)

2 (略)

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 一 六 (略)

の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第三十二条 試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。 )を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 写真(旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)別表第一に定める要件を満たしたものとする。 )

三 (略)

2 (略)

(合格証書の交付)

第三十三条 厚生労働大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第三十四条 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一 三 (略)

2 (略)

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 一 六 (略)

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第三十八条 (略)

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第三十九条 指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の国土交通省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

三 国土交通大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(試験事務規程の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しな

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第三十八条 (略)

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第三十九条 指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(試験事務規程の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない

ればならない。  
一〇三 (略)

(試験事務規程の記載事項)

第四十三条 法第二十五条の十八第二項の国土交通省令・環境省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(帳簿)

第四十五条 法第二十五条の二十の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(試験結果の報告)

第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第四十七条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、

。一〇三 (略)

(試験事務規程の記載事項)

第四十三条 法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(帳簿)

第四十五条 法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(試験結果の報告)

第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第四十七条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、

次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。

三 その他国土交通大臣及び環境大臣が必要と認める事項を行うこと。

(認可申請書の添付書類等)

第四十九条 法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 八 (略)

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

(認可申請書の添付書類等)

第四十九条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 八 (略)

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

(変更認可申請書の添付書類等)

第五十一条 第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に關する主要」と読み替えるものとする。

2 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第五十一条の四 法第三十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 一三 (略)

(事業の変更の届出)

第五十一条の五 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(変更認可申請書の添付書類等)

第五十一条 第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に關する主要」と読み替えるものとする。

2 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。）」とあるのは「除く。）」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第五十一条の四 法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 一三 (略)

(事業の変更の届出)

第五十一条の五 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 (略)

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(検査)

第五十六条 (略)

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣)が定めるところによるものとする。

(登録の申請)

第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

(登録の更新)

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一～六 (略)

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(検査)

第五十六条 (略)

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(登録の申請)

第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

(登録の更新)

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査の方法)

第五十六条の四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、  
次のとおりとする。

一 五 (略)

(変更の届出)

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式  
第十九による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなけれ  
ばならない。

(簡易専用水道検査業務規程)

第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、  
次のとおりとする。

一 九 (略)

2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の  
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定  
により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、  
様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大  
臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の  
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定  
により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとする  
ときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添  
えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。た  
だし、第一項第三号及び第五号に定める事項(簡易専用水道の管  
理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。)の変  
更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要

(検査の方法)

第五十六条の四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおり  
とする。

一 五 (略)

(変更の届出)

第五十六条の五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式  
第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(簡易専用水道検査業務規程)

第五十六条の六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法  
第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおり  
とする。

一 九 (略)

2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の  
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項前段の規定  
により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、  
様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大  
臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の  
四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定  
により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとする  
ときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添  
えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項  
第三号及び第五号に定める事項(簡易専用水道の管理の検査に関  
する料金の収納の方法に関する事項を除く。)の変更を行わない  
場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。



しない。

(業務の休廃止の届出)

第五十六条の七 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第五十六条の九 (略)

2 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。  
一〇九 (略)

(業務の休廃止の届出)

第五十六条の七 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第五十六条の九 (略)

2 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。  
一〇九 (略)

様式第四から様式第八まで及び様式第十二から様式第二十の三までを次のように改める。



様式第四（第二十四条関係）

（表 面）

収入印紙 [消印しては] [ならない]
---------------------------

給水装置工事主任技術者免状交付申請書

		※番 号	
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 生
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —

(裏 面)

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。

- 1 水道法第25条の5第3項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
- 2 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

上記により、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

氏 名

国土交通大臣 殿

環境大臣 殿

備 考

1. ※印の欄には、記入しないこと。
2. 「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。
3. 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第五（第二十五条関係）

第 号

給水装置工事主任技術者免状

本 籍 都道府県名（国籍）

氏 名

年 月 日生

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

年 月 日

国土交通大臣  
環境大臣

⑨ ⑨

様式第六（第二十六条関係）

収入印紙  
〔消印しては  
ならない〕

給水装置工事主任技術者免状書換え交付申請書

	※番 号	
給水装置工事主任技術者 免状番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)	
フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 生
本 籍		
住 所	郵便番号	電話番号 — —
書換え交付申請の理由		
<p>上記により、給水装置工事主任技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>国土交通大臣 殿 環境大臣 殿</p>		

備 考

1. ※印の欄には、記入しないこと。
2. 「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。
3. 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第七（第二十七条関係）

収入印紙  
〔消印しては  
ならない〕

給水装置工事主任技術者免状再交付申請書

	※番 号	
給水装置工事主任技術者 免状番号及び交付年月日	第 号 ( 年 月 日)	
フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 生
本 籍		
住 所	郵便番号	電話番号 — —
再 交 付 申 請 の 理 由		
<p>上記により、給水装置工事主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>国土交通大臣 殿 環境大臣 殿</p>		

備 考

1. ※印の欄には、記入しないこと。
2. 「本籍」の欄には、都道府県名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍を記入すること。
3. 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第八（第三十二条関係）

給水装置工事主任技術者試験受験願書

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
住所	郵便番号	電話番号	— —
受験希望地			
<p>上記により、給水装置工事主任技術者試験を受けたいので申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

収入印紙貼り付け欄（消印してはならない。）

（注） 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

備 考

1. 国土交通大臣及び環境大臣が、その指定する者に給水装置工事主任技術者試験に関する事務の全部を行わせる場合には、所定の手続きにより受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。
2. 用紙の大きさは、A列4番とする。



様式第十二 (第五十七条第一項関係)

(表 面)

<p>五十二條から第五十三條の二まで又は第五十四條から第五十五條の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。</p>	<p>水道法検査証</p>
--	---------------

(裏面)

第 号  
年 月 日交付  
年 月 日まで有効

写 真

官職又は職名  
氏 名  
生 年 月 日

国土交通大臣 印

環境大臣 印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法（抄）

**第二十条の十五** 国土交通大臣及び環境大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第三十四条の四** 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十条の二	水質検査の	簡易専用水道の管理の検査の
第十五第一項	検査施設	検査設備
(略)	(略)	(略)

**第五十五条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第五十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第

備考 この用紙はA列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

様式第十二の二 (第五十七条第二項関係)

(表 面)

水道法検査証

(裏面)

第 号  
令和 年 月 日交付

令和 年 月 日まで有効

写 真

官職又は職名

氏 名

生 年 月 日

国土交通大臣  
環境大臣 印

この証明書を携帯する者は、水道法第二十五条の二十二の規定により立ち入り検査をする職権を行う者で、その関係条文は次の水道法(抄)。

- 第二十五条の二十二** 国土交通大臣及び環境大臣は、試験事務指  
定の適正な実施に確保するため必要があると認めるときは、求  
め、又はその状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査  
させることができる。立ち入り検査を行う職員は、その身分を示す  
2 前項の規定により、関係者の請求があつたときは、これを提示  
しななければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められた  
**第二十五条の三** 次の試験機関の役員又は職員は、三十万円  
以下の罰金に処する。  
一 第二十一条の規定による報告を求められ  
二 第二十条をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規  
定により立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避  
三 (略)

備考 この用紙は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。

様式第十二の三 (第五十七条第三項関係)

(表 面)

<p>保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができ。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと国土交通大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は国土交通大臣が行う。</p> <p>4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>9 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による</p>	
---	--

都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第五十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(裏 面)

<p>第 号 年 月 日交付 年 月 日まで有効</p>	<p>この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十条の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。</p>
<p>写 真</p>	<p><b>第三十九条</b> 国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。</p>
<p>官職又は職名 氏 名 生 年 月 日</p>	<p>2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査</p>
<p>国土交通大臣、 都道府県知事、</p>	

<p>市長又は区長印</p>	<p>させることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に入りませ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><b>第四十条</b> 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を</p>
----------------	---

備考 この用紙は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。



様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係）

登録申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第 20 条第 3 項（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の登録を受けたいので、同法第 20 条の 2（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 水質検査を行う区域
- 2 水質検査を行う事業所名及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。
- 2 事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十四（第十五条の三、第五十二条及び第五十四条関係）

登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第 20 条の 5 第 1 項（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の登録の更新を受けたいので、同法第 20 条の 5 第 2 項（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）において準用する第 20 条の 2（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 水質検査を行う区域
- 4 水質検査を行う事業所名及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。
- 2 事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水質検査機関登録簿の記載事項を変更したいので、水道法第20条の7（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変更をしようとする 年月日		
変 更 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第 20 条の 8 第 1 項前段（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水質検査業務規程を変更したいので、水道法第 20 条の 8 第 1 項後段（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更をしようとする年月日		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

業務 休止  
廃止 届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録水質検査機関としての水質検査の業務を 休止 したいので、水道法第 20  
条の 9（第 31 条及び第 34 条において準用する場合を含む。）の規定により次の  
とおり届け出ます。

- 1 休止 する検査業務の範囲  
廃止
- 2 休止 の理由及び予定期日  
廃止
- 3 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第十七（第五十六条の二関係）

登録申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の2第2項の登録を受けたいので、同法第34条の4において準用する第20条の2の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 簡易専用水道の管理の検査を行う区域
- 2 簡易専用水道の管理の検査を行う事業所名及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十八（第五十六条の三関係）

登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の4において準用する第20条の5第1項の登録の更新を受けたいので、同法第20条の5第2項において準用する第20条の2の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 簡易専用水道の管理の検査を行う区域
- 4 簡易専用水道の管理の検査を行う事業所名及び所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- 2 事業所が複数ある場合には、すべて記載すること。



様式第十九（第五十六条の五関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査機関登録簿の記載事項を変更したいので、水道法第 34 条の 4 において準用する第 20 条の 7 の規定により次のとおり届け出ます。

変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変更をしようとする 年月日		
変 更 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十（第五十六条の六第二項関係）

業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第 34 条の 4 において準用する第 20 条の 8 第 1 項前段の規定により、簡易専用水道検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十の二（第五十六条の六第三項関係）

業務規程変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道検査業務規程を変更したいので、水道法第 34 条の 4 において準用する第 20 条の 8 第 1 項後段の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更をしようとする年月日		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第二十の三（第五十六条の七関係）

業務 休止  
廃止 届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿

登録番号  
住所  
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

登録簡易専用水道検査機関としての簡易専用水道の管理の検査の業務を 休止  
したいので、水道法第 34 条の 4 において準用する第 20 条の 9 の規定により次の 廃止  
とおり届け出ます。

1. 休止 する検査業務の範囲  
廃止
2. 休止 の理由及び予定期日  
廃止
3. 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A列4番とすること。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(沖繩法令による処分等の効力の承継) 第四十四条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖繩法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該省令の規定に相当する沖繩法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四～十四 (略)</p>	<p>(沖繩法令による処分等の効力の承継) 第四十四条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる省令の規定に相当する沖繩法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該省令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該省令の規定に相当する沖繩法令の規定による合格証、申請書、帳簿、許可証、収去証、許可台帳、業務日誌その他の書類についても、同様とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)</p> <p>五～十五 (略)</p>

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請書添付図書の記載事項)</p> <p>第一条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二 年法律第七十号。以下「法」という。)<u>第四条第二項の厚生労働 省令で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規 定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七 項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事 業等により供給される水」という。)<u>以外の水を使用する食鳥 処理場にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団 体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当 該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写 し</u></p> <p>六 (略)</p>	<p>(許可申請書添付図書の記載事項)</p> <p>第一条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二 年法律第七十号。以下「法」という。)<u>第四条第二項の厚生労働 省令で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規 定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七 項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事 業等により供給される水」という。)<u>以外の水を使用する食鳥 処理場にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団 体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しよう とする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し</u></p> <p>六 (略)</p>



(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二条 前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項 同令に規定する環境大臣が定める方法</p> <p>二 その他の事項 環境大臣が定める方法</p>	<p>第二条 前条の水質の検査は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項 同令に規定する厚生労働大臣が定める方法</p> <p>二 その他の事項 厚生労働大臣が定める方法</p>

(消除予定添加物名簿に関する省令の一部改正)

第七条 消除予定添加物名簿に関する省令(平成七年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>消除予定添加物名簿に関する内閣府令</p> <p>(消除予定添加物名簿の訂正の申出)</p> <p>第二条 法附則第二条の第三項の規定による申出をしようとする者は、消費者庁長官に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>消除予定添加物名簿に関する省令</p> <p>(消除予定添加物名簿の訂正の申出)</p> <p>第二条 法附則第二条の第三項の規定による申出をしようとする者は、厚生労働大臣に次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者(給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。)の資格を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたもの。)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者(給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。)の資格を有する者であつて、厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)別表第一に定める要件を満たしたもの。)</p> <p>三・四 (略)</p>

(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正)

第九条 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次の表のよう  
に改正する。

改正後	改正前
<p>(耐圧に関する基準)</p> <p>第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。</p> <p>一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、<u>国土交通大臣</u>が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p> <p>二 三 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(浸出等に関する基準)</p> <p>第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、<u>国土交通大臣</u>及び<u>環境大臣</u>が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(水撃限界に関する基準)</p> <p>第三条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある</p>	<p>(耐圧に関する基準)</p> <p>第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。</p> <p>一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、<u>厚生労働大臣</u>が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。</p> <p>二 三 四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(浸出等に関する基準)</p> <p>第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、<u>厚生労働大臣</u>が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(水撃限界に関する基準)</p> <p>第三条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある</p>



給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならぬ。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバ―その他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

（逆流防止に関する基準）

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならぬ。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ（略）

二（略）

2（略）

（耐寒に関する基準）

給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならぬ。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバ―その他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

（逆流防止に関する基準）

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならぬ。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ（略）

二（略）

2（略）

（耐寒に関する基準）

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならぬ。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならぬ。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正)

第十条 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般事項) 第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら ない。 一 十六 (略) 十七 資材又は設備(以下「資機材等」という。)の材質は、次 の要件を備えること。 イ・ロ (略) ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポン プ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを 除く。)の材質は、<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>が定める資機 材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同 表の下欄に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>(一般事項) 第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら ない。 一 十六 (略) 十七 資材又は設備(以下「資機材等」という。)の材質は、次 の要件を備えること。 イ・ロ (略) ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポン プ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを 除く。)の材質は、<u>厚生労働大臣</u>が定める資機材等の材質に 関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出 液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲 げる基準に適合すること。</p>

(水質基準に関する省令の一部改正)

第十一条 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p>	<p>水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p>

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	(削る)
(削る)	(削る)

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)	水道法（昭和三十三年法律第七十七号）
(略)	第二十条の十第一項（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者又は水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道施設運営等事業技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存
(略)	第二十条の十四（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存



		(略)	(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	(削る)	

	<p>及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の保存</p> <p>第二十二條の三(第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は第二十四條の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして準用する場合(第三十一条において準用する場合を含む。))及び第三十一条において準用する場合を含む。)の規定による水道施設の台帳の保管</p>	(略)	<p>第十四條の十第一項の規定による財務諸表等の備付け</p> <p>第十四條の十四の規定による帳簿の備付け</p> <p>第十七條の二第二項(水道法第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四條の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該委託された業務又は当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合</p>	<p>水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)</p>	
--	--	-----	---	---------------------------------	--

(削る)	(削る)	(略)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	(略)	(略)
	(削る)				

水道法施行規則	(略)	水道法	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	(略)	(略)

		別表第三（第八条及び第九条関係）	
(略)		(削る)	
		別表第四（第十条及び第十一条関係）	
(削る)	(削る)	(削る)	
(略)			

		別表第三（第八条及び第九条関係）	
(略)		水道技術管理者とみなして適用する場合（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録	
		別表第四（第十条及び第十一条関係）	
(略)	水道法	(略)	第二十条の十第二項第一号（第二十四条の第三項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管
(略)	水道法	水道法施行規則	第十四条の十第二項の第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
(略)			第十四条の十第二項の第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写

表二 (略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)

表二 (略)	(略)	(略)
	則 水道法施行規 諸表等の謄本又は抄本の交付	第十四条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に  
関する省令の一部改正)

第十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第五十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>第六條 (略) 2 5 10 (略)</p> <p>11 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。)第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号。以下「令」という。)第三条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該葬祭料付加金に係る船保被保険者等が死亡したことを明らかにすることができ、書類を添付しなければならない。</p> <p>12 船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第三条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合においては、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができ、書類を添付しなければならない。</p>	<p>第六條 (略) 2 5 10 (略)</p> <p>11 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。)第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号。以下「令」という。)第四条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該葬祭料付加金に係る船保被保険者等が死亡したことを明らかにすることができ、書類を添付しなければならない。</p> <p>12 船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第四条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合においては、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができ、書類を添付しなければならない。</p>
<p>(厚生年金基金の標準報酬月額の改定に係る届出等) 第三十八條 厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立に係る適用事業所の事業主は、令第十条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項又は第二項の規定に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる</p>	<p>(厚生年金基金の標準報酬月額の改定に係る届出等) 第三十八條 厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立に係る適用事業所の事業主は、令第十一条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項又は第二項の規定に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる</p>

事項を記載した届書正副三通を基金（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八条ただし書の規定により標準給与の決定及び改定につき別段の定めをした基金を除く。）に提出しなければならない。

一（三）（略）

（基金の掛金等の免除の申出等）

第三十九条 令第十条第二項又は第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書正副三通に、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除されたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを基金に提出することによって行うものとする。

一（略）

二 令第十条第二項に規定する保険料免除期間が開始した年月

第四十条 令第十条第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副三通を基金に提出することによって行うものとする。

一・二（略）

三 令第十条第二項に規定する保険料免除期間が終了した年月

（通知）

第四十一条 基金は、令第十条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項若しくは第二項の規定による標準給与の改定又は令第十条第二項若しくは第三項の規定による掛金若しくは徴収金の額の免除を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2（略）

る事項を記載した届書正副三通を基金（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八条ただし書の規定により標準給与の決定及び改定につき別段の定めをした基金を除く。）に提出しなければならない。

一（三）（略）

（基金の掛金等の免除の申出等）

第三十九条 令第十一条第二項又は第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書正副三通に、法第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除されたことを明らかにすることができる書類を添付し、これを基金に提出することによって行うものとする。

一（略）

二 令第十一条第二項に規定する保険料免除期間が開始した年月

第四十条 令第十一条第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副三通を基金に提出することによって行うものとする。

一・二（略）

三 令第十一条第二項に規定する保険料免除期間が終了した年月

（通知）

第四十一条 基金は、令第十一条第一項の規定によりその例によることができることとされている法第九十四条第一項若しくは第二項の規定による標準給与の改定又は令第十一条第二項若しくは第三項の規定による掛金若しくは徴収金の額の免除を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2（略）

(水道法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十四条 水道法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第四百四十八号)の一部を次の表のように改正する。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、水道法施行規則第九条第一項第三号及び第十四条第四号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行前に行われた技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この省令による改正後の水道法施行規則第九条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>

(と畜場法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十五条 と畜場法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第三百三十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定する、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、トキソプラズマ病、結核病又はブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定するピロプラズマ症、アナプラズマ症、トリパノソーマ症、トキソプラズマ症、結核又はブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定する、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、トキソプラズマ病、結核病又はブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の一に規定するピロプラズマ症、アナプラズマ症、トリパノソーマ症、トキソプラズマ症、結核又はブルセラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。</p>

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)

第十六条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第一百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。))が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)(に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合)については、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇二十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十七〇四十六 (略)</p>	<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等(都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。))が行うことができることとされているものに限る。)の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第二項(同法第六条第六項において準用する場合を含む。)(に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員(同法第六条第六項において準用する場合)については、同条第二項の捕獲人)が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇二十六 (略)</p> <p>二十七 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条第八項</p> <p>二十八〇四十七 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条中水道法施行規則第九条、第十四条（同条第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分を除く。）及び第三十一条の改正規定並びに第十四条の規定は令和七年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の廃止）

第二条 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年厚生労働省令第三百三号）は、廃止する。

### (経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること

ができる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水道法施行規則第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。